

電子署名及び認証業務に関する法律施行規則の一部を改正する省令

1 改正の概要

電子署名及び認証業務に関する法律(平成 12 年法律第 102 号)第2条第3項の主務省令で定める基準については、電子署名及び認証業務に関する法律施行規則(平成 13 年総務省・法務省・経済産業省令第2号)第2条において、電子署名の安全性が同条各号のいずれかの有する困難性に基づいたものであること、と規定している。

今般の改正は、特定認証業務に係る電子署名に使用される暗号アルゴリズムの見直しを行い、当該施行規則で定める基準を改めるものである。

2 施行日

公布の日に施行する。